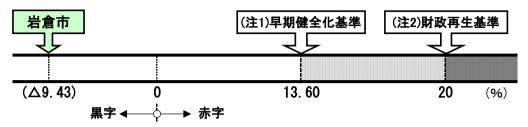
●健全化判断比率

平成24年度決算に基づく地方公共団体の財政状況を判断するための指標と、公営企業ごとに経営状況を判断する指標をお知らせします。どの指標も一般的に数値が低いほど健全度が高いとされています。

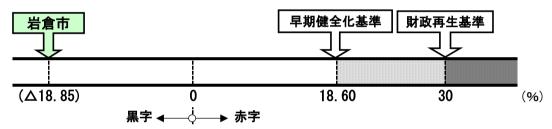
〇実質赤字比率:赤字なし

一般会計等(本市の場合、一般会計と土地取得特別会計、学校給食費特別会計)の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。



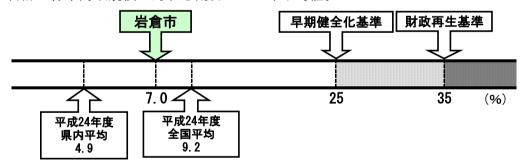
〇連結実質赤字比率:赤字なし

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余(不足)額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。



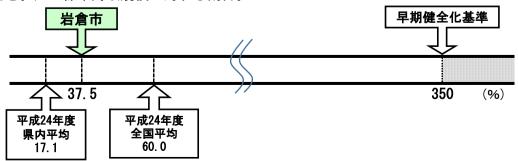
〇実質公債費比率:7.0%(平成23年度決算 8.0%)

一般会計等が負担する元利償還金に加え、上水道事業や公共下水道事業、一部事務組合(本市の場合、小牧岩倉衛生組合と愛北広域事務組合)の公債費に準ずる準元利償還金の合計の標準財政規模に対する割合の3か年平均値。



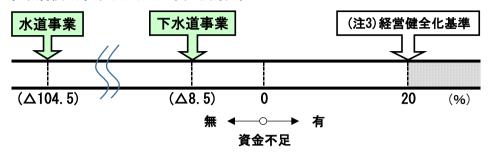
〇将来負担比率: 37.5% (平成23年度決算 45.3%)

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(一般会計等の地方債残高の他、上水道事業や公共下水道事業、一部事務組合の地方債残高のうち一般会計等の実質的な負担額等を含む。)の標準財政規模に対する割合。



〇資金不足比率:資金不足なし

公営企業(本市の場合、上水道事業会計と公共下水道事業特別会計)ごとの資金不足額の事業規模(事業収入)に対する割合。



【用語解説】

- (注1) 早期健全化基準…4つの健全化判断比率のいずれかがこの基準値以上の場合、財政健 全化計画を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むこと が法律で定められています。
- (注2) 財政再生基準…健全化判断比率のうち将来負担比率を除くいずれかがこの基準値以上の場合、財政再生計画の策定が義務付けられ、国の関与のもと財政の再生に取り組むことが法律で定められています。
- (注3)経営健全化基準…資金不足比率がこの基準値以上の場合、経営健全化計画を策定し、 自主的かつ計画的に経営の健全化に取り組むことが法律で定められて います。